

国立国会図書館に技術主任を置くの件

(昭和三十九年四月一日館長決定第五号)

改正 昭和四十一年四月 一日館長決定第五号

同 六十一年五月 三十日同 第五号

平成 十八年三月二十四日同 第一号

国立国会図書館に技術主任を置くの件を次のように定め、昭和三十九年四月一日から施行する。

- 1 国立国会図書館に、相当高度の技術的業務を担当させるため、技術主任若干人を置く。
- 2 技術主任は、職員のうちから館長が命ずる。
- 3 技術主任の担当する技術的業務の範囲は、必要に応じ、別に定める。
- 4 技術主任の職務の級は、行政職給料表(一)の三級又は四級とする。

改正文 (昭和四十一年四月一日館長決定第五号) 抄

昭和四十一年四月一日から施行する。

改正文 (昭和六十一年五月三十日館長決定第五号) 抄

昭和六十一年六月一日から施行し、昭和六十年七月一日から適用する。

附 則 (平成十八年三月二十四日館長決定第一号)

本件は、平成十八年四月一日から施行する。